

実習を行う技能等の基準について

技能実習制度は、我が国から技能実習生の本国への技能等の移転を図るための制度であるため、同一の作業の反復によって修得等ができる程度のものについては、移転すべき技能等として認められません。

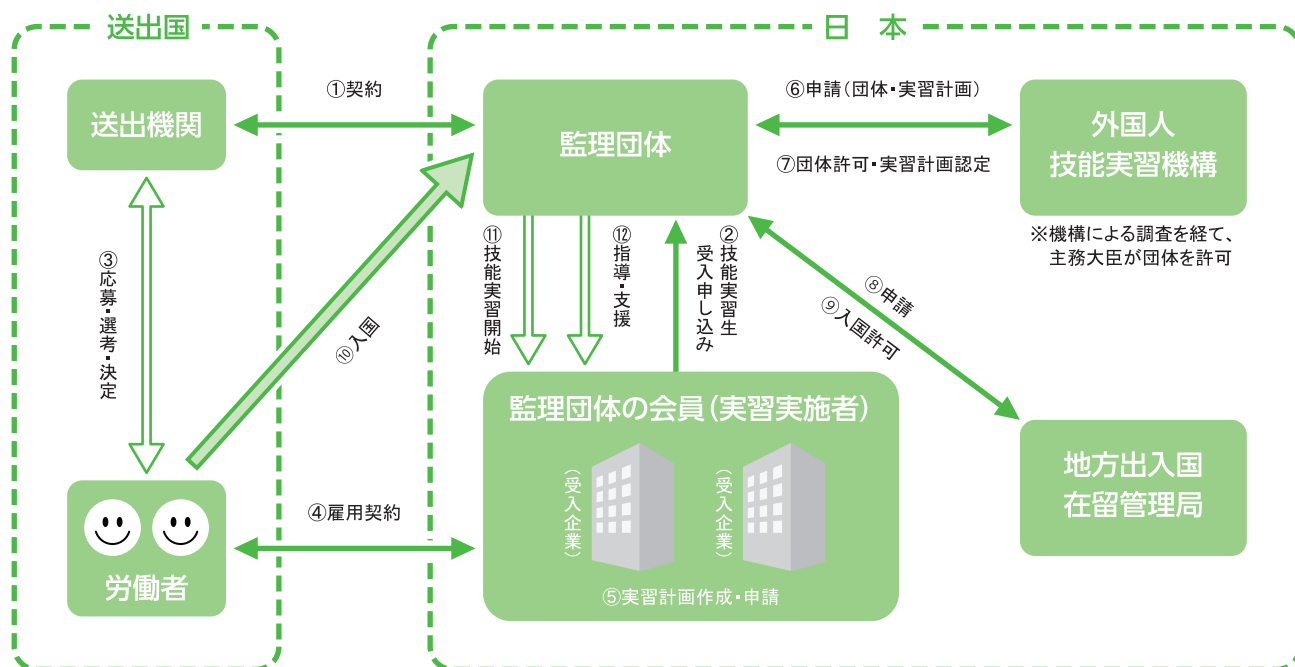
また、第2号または第3号技能実習へ移行し、3年ないし5年の技能実習を行わせるにあたっては、技能実習生が修得等をした技能等について技能検定等により客観的かつ公正に評価を行うことが求められます。その上で、それぞれ第1号または第2号の各段階を修了した際に、技能実習生が目標として定めた技能検定等に合格していなければ、次の段階の技能実習に進めないという仕組みです。

このため、第2号または第3号技能実習については、技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられています(移行対象職種・作業については、施行規則に職種及び作業が定められています)。

技能実習生の受け入れ方式

技能実習生を受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つの方式があります。

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施者)で技能実習を実施する方式です。



【企業単独型】 日本の企業等(実習実施者)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式です。

